

令和7年つくば市議会定例会9月定例会議提出案件一覧

・報告12件 ・認定6件 ・議案32件 計50件

【報告12件】

案件名	概 要	所管課
報告第21号 令和6年度つくば市一般会計継続費精算について 地方自治法施行令第145条第2項	令和6年度で終了した全18件の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの 【主な内容】 ・（仮称）新桜学校給食センター建設事業 （実績）37億6,233万円 ・ 茎崎中学校中央棟長寿命化改修事業 （実績）9億87万8,000円 ・ つくばセンタービル公共施設改修事業 （実績）8億2,830万円	財務部 財政課
報告第22号 令和6年度つくば市水道事業会計継続費精算について 地方公営企業法施行令第18条の2第2項	令和6年度で終了した全2件の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの 【内容】 ・ 中央配水場ポンプ設備更新・施設改修工事 （実績）6億5,087万円 ・ 中央配水場ポンプ設備更新・施設改修工事施工監理業務委託 （実績）2,442万円	上下水道局 水道総務課
報告第23号 令和6年度つくば市下水道事業会計継続費精算について 地方公営企業法施行令第18条の2第2項	令和6年度で終了した全1件の継続費設定事業について、精算報告書により報告するもの 【内容】 ・ 下水道事業経営戦略改定業務委託 （実績）825万円	上下水道局 下水道総務課

報告第 24 号 令和 6 年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項	令和 6 年度決算に基づき算定した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」からなる「健全化判断比率」と、各公営企業の資金不足比率について報告するもの 【健全化判断比率】 <table><tr><td>実質赤字比率</td><td>なし</td></tr><tr><td>連結実質赤字比率</td><td>なし</td></tr><tr><td>実質公債費比率</td><td>6.4%（前年度比 + 0.1%）</td></tr><tr><td>将来負担比率</td><td>41.3%（前年度比 + 12.7%）</td></tr><tr><td>公営企業資金不足比率</td><td>なし</td></tr></table>	実質赤字比率	なし	連結実質赤字比率	なし	実質公債費比率	6.4%（前年度比 + 0.1%）	将来負担比率	41.3%（前年度比 + 12.7%）	公営企業資金不足比率	なし	財務部 財政課										
実質赤字比率	なし																					
連結実質赤字比率	なし																					
実質公債費比率	6.4%（前年度比 + 0.1%）																					
将来負担比率	41.3%（前年度比 + 12.7%）																					
公営企業資金不足比率	なし																					
報告第 25 号 公益財団法人つくば文化振興財団の経営状況を説明する書類について 地方自治法 第 243 条の 3 第 2 項	令和 6 年度事業報告及び決算報告書並びに令和 7 年度事業計画書及び収支予算書が提出されたことに伴い報告するもの 【令和 6 年度決算額】 <table><tr><td>収入額</td><td>3 億4,618万1,444円</td></tr><tr><td>支出額</td><td>3 億5,577万3,842円</td></tr><tr><td>当期収支差額</td><td>959万2,398円</td></tr><tr><td>前期繰越収支差額</td><td>4,143万481円</td></tr><tr><td>次期繰越収支差額</td><td>3,183万8,083円</td></tr></table> 【令和 7 年度予算額】 <table><tr><td>収入額</td><td>3 億9,808万7,000円</td></tr><tr><td>支出額</td><td>4 億778万円</td></tr><tr><td>当期収支差額</td><td>969万3,000円</td></tr><tr><td>前期繰越収支差額</td><td>3,128万5,000円</td></tr><tr><td>次期繰越収支差額</td><td>2,159万2,000円</td></tr></table>	収入額	3 億4,618万1,444円	支出額	3 億5,577万3,842円	当期収支差額	959万2,398円	前期繰越収支差額	4,143万481円	次期繰越収支差額	3,183万8,083円	収入額	3 億9,808万7,000円	支出額	4 億778万円	当期収支差額	969万3,000円	前期繰越収支差額	3,128万5,000円	次期繰越収支差額	2,159万2,000円	市民部 芸術文化推進課
収入額	3 億4,618万1,444円																					
支出額	3 億5,577万3,842円																					
当期収支差額	959万2,398円																					
前期繰越収支差額	4,143万481円																					
次期繰越収支差額	3,183万8,083円																					
収入額	3 億9,808万7,000円																					
支出額	4 億778万円																					
当期収支差額	969万3,000円																					
前期繰越収支差額	3,128万5,000円																					
次期繰越収支差額	2,159万2,000円																					

報告第 26 号 一般財団法人つくば市 国際交流協会の経営状 況を説明する書類につ いて	令和 6 年度事業報告及び決算報告書並びに令和 7 年度 事業計画及び収支予算書が提出されたことに伴い報告す るもの 【令和 6 年度決算額】 収入額
---	---

報告第 29 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 16 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 7 月 25 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解 (公務中における公用車の事故) 公用車が市道 5-2153 号線から交差点を通過する際、市道 2024 号線を通行中の相手方車両に衝突し、相手方車両の運転席及び後部座席ドアを破損させたもの 相手方に対する市の支払額 418,772 円	こども部 二の宮保育所
報告第 30 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 17 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 7 月 25 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解 (公務中における公用車の事故) 公用車が市道 5-2153 号線から交差点を通過する際、市道 2024 号線を通行中の相手方が同乗した車両に衝突し、負傷させたもの 相手方に対する市の支払額 936,023 円	こども部 二の宮保育所
報告第 31 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 18 号 損害賠償額の決定及び 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 8 月 5 日専決処分	損害賠償額の決定及び和解 (道路管理上の瑕疵に係る事故) 相手方が、つくば市道5-1723号線を西に向かって走行中、道路上の穴によって車両左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたもの 相手方に対する市の支払額 2 万 8,479 円	建設部 道路管理課
報告第 32 号 専決処分事項の報告について (専決処分第 19 号 和解について) 地方自治法 第 180 条第 2 項 令和 7 年 8 月 7 日専決処分	和解 (公務中における公用車の事故) 消防車が市道を西に向かって走行中、停車していた大型トレーラーの運転席側サイドミラーに接触し、損傷させたもの	消防本部 消防救助課

【認定6件】

案件名	概 要	所管課
認定第1号 令和6年度つくば市 一般会計歳入歳出決 算認定について 地方自治法 第233条第3項	(財政課) 歳入総額 1,227億2,695万3,189円 (前年度比3.3%増) 歳出総額 1,172億9,557万3,778円 (前年度比4.1%増) 形式収支(歳入総額-歳出総額) 54億3,137万9,411円 うち翌年度へ繰り越すべき財源 11億3,507万8,807円 実質収支 42億9,630万604円	財務部 財政課
認定第2号 令和6年度つくば市 国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定 について 地方自治法 第233条第3項	(国民健康保険課) 歳入総額 190億3,749万8,681円 (前年度比1.0%減) 歳出総額 187億9,589万3,423円 (前年度比1.3%減) 形式収支及び実質収支ともに 2億4,160万5,258円	財務部 財政課

認定第3号 令和6年度つくば市 後期高齢者医療特別 会計歳入歳出決算認 定について 地方自治法 第233条第3項	(医療年金課) 歳入総額 30億3,268万7,388円 (前年度比15.4%増) 歳出総額 30億2,336万5,016円 (前年度比15.2%増) 形式収支及び実質収支ともに 932万2,372円	財務部 財政課
認定第4号 令和6年度つくば市 作岡財産区特別会計 歳入歳出決算認定に ついて 地方自治法 第233条第3項	(財政課) 歳入総額 10万1,827円 (前年度比1.8%増) 歳出総額 10万1,827円 (前年度比1.8%増) 形式収支及び実質収支ともに 0円	財務部 財政課

認定第5号 令和6年度つくば市 等公平委員会特別会 計歳入歳出決算認定 について 地方自治法 第233条第3項	(法務課) 歳入総額 91万4,491円 (前年度比40.0%増) 歳出総額 69万4,132円 (前年度比65.7%増) 形式収支及び実質収支ともに 22万359円	財務部 財政課
認定第6号 令和6年度つくば市 介護保険事業特別会 計歳入歳出決算認定 について 地方自治法 第233条第3項	(介護保険課) 歳入総額 149億3,612万3,586円 (前年度比0.3%増) 歳出総額 146億7,404万3,380円 (前年度比1.9%増) 形式収支及び実質収支ともに 2億6,208万206円	財務部 財政課

【議案 32 件】

案件名	概 要	所管課																		
議案第 28 号 令和 6 年度つくば市水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について	令和 6 年度つくば市水道事業について、未処分利益剰余金の処分の議決と、決算の認定を求めるもの 【未処分利益剰余金の処分】 未処分利益剰余金 11 億 5,146 万 9,033 円は、建設改良積立金に 6 億 6,904 万 395 円積み立てるとともに令和 6 年度決算において補填財源とした建設改良積立金 4 億 8,242 万 8,638 円を自己資本金とするもの (未処分利益剰余金の内訳) <table><tr><td>積立金取崩額</td><td>4 億 8,242 万 8,638 円</td></tr><tr><td>当年度純利益</td><td>6 億 6,904 万 395 円</td></tr><tr><td>計</td><td>11 億 5,146 万 9,033 円</td></tr></table> 【決算の認定】 ・収益的収入及び支出<table><tr><td>収入</td><td>65 億 2,608 万 1,115 円</td></tr><tr><td>支出</td><td>55 億 6,735 万 3,439 円</td></tr></table> ・資本的収入及び支出<table><tr><td>収入</td><td>24 億 9,278 万 5,270 円</td></tr><tr><td>支出</td><td>42 億 2,534 万 6,996 円</td></tr></table> 不足額 17 億 3,256 万 1,726 円については、当年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金の取崩しで補填 ・業務実績 <table><tr><td>令和 6 年度末給水人口</td><td>23 万 7,261 人</td></tr><tr><td>令和 6 年度年間有収水量</td><td>2,427 万 1,450 m³</td></tr></table>	積立金取崩額	4 億 8,242 万 8,638 円	当年度純利益	6 億 6,904 万 395 円	計	11 億 5,146 万 9,033 円	収入	65 億 2,608 万 1,115 円	支出	55 億 6,735 万 3,439 円	収入	24 億 9,278 万 5,270 円	支出	42 億 2,534 万 6,996 円	令和 6 年度末給水人口	23 万 7,261 人	令和 6 年度年間有収水量	2,427 万 1,450 m ³	上下水道局 水道総務課
積立金取崩額	4 億 8,242 万 8,638 円																			
当年度純利益	6 億 6,904 万 395 円																			
計	11 億 5,146 万 9,033 円																			
収入	65 億 2,608 万 1,115 円																			
支出	55 億 6,735 万 3,439 円																			
収入	24 億 9,278 万 5,270 円																			
支出	42 億 2,534 万 6,996 円																			
令和 6 年度末給水人口	23 万 7,261 人																			
令和 6 年度年間有収水量	2,427 万 1,450 m ³																			
地方公営企業法 第 30 条第 4 項、第 32 条 第 2 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 3 号																				

議案第 29 号 令和 6 年度つくば市下水道事業会計未処分利益剰余金処分及び決算認定について	令和 6 年度つくば市下水道事業について、未処分利益剰余金の処分の議決と、決算の認定を求めるもの 【未処分利益剰余金の処分】 未処分利益剰余金 14 億 5,249 万 5,028 円を、建設改良積立金に全額積立てるもの (未処分利益剰余金の内訳) <table><tr><td>前年度繰越利益剰余金</td><td>7 億 5,931 万 7,472 円</td></tr><tr><td>当年度純利益</td><td>6 億 9,317 万 7,556 円</td></tr><tr><td>計</td><td>14 億 5,249 万 5,028 円</td></tr></table> 【決算の認定】 ・収益的収入及び支出 <table><tr><td>収入</td><td>109 億 1,636 万 5,029 円</td></tr><tr><td>支出</td><td>100 億 4,537 万 6,944 円</td></tr></table> ・資本的収入及び支出 <table><tr><td>収入</td><td>37 億 1,935 万 1,651 円</td></tr><tr><td>支出</td><td>55 億 2,878 万 5,929 円</td></tr></table> 不足額 18 億 8,028 万 5,878 円については、消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び損益勘定留保資金で補填 ・業務実績 <table><tr><td>令和 6 年度末処理区域内水洗化人口</td><td>21 万 5,386 人</td></tr><tr><td>令和 6 年度末年間有収水量</td><td>2,710 万 2,863 m³</td></tr></table>	前年度繰越利益剰余金	7 億 5,931 万 7,472 円	当年度純利益	6 億 9,317 万 7,556 円	計	14 億 5,249 万 5,028 円	収入	109 億 1,636 万 5,029 円	支出	100 億 4,537 万 6,944 円	収入	37 億 1,935 万 1,651 円	支出	55 億 2,878 万 5,929 円	令和 6 年度末処理区域内水洗化人口	21 万 5,386 人	令和 6 年度末年間有収水量	2,710 万 2,863 m ³	上下水道局 下水道総務課
前年度繰越利益剰余金	7 億 5,931 万 7,472 円																			
当年度純利益	6 億 9,317 万 7,556 円																			
計	14 億 5,249 万 5,028 円																			
収入	109 億 1,636 万 5,029 円																			
支出	100 億 4,537 万 6,944 円																			
収入	37 億 1,935 万 1,651 円																			
支出	55 億 2,878 万 5,929 円																			
令和 6 年度末処理区域内水洗化人口	21 万 5,386 人																			
令和 6 年度末年間有収水量	2,710 万 2,863 m ³																			
地方公営企業法 第 30 条第 4 項、第 32 条 第 2 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 3 号																				

議案第 35 号 令和 7 年度つくば市水道事業会計補正予算 (第 1 号) 地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	収益的支出を 10 億 298 万 4,000 円増額し、総額を 70 億 5,212 万 3,000 円とする。 債務負担行為について改める。 【補正の内容】 1 収益的支出 1,233 万 8,000 円 つくばサステナスクエアで発電した電力の自己託送に要する一般会計への負担金を新規計上するもの 2 特別損失 9 億 9,064 万 6,000 円 春日庁舎を水道事業から一般会計に令和 7 年 10 月に移管することに伴う固定資産譲渡損 3 債務負担行為の追加 1 件 7 給水台帳管理システム賃貸借 (期 間) 令和 8 年度から令和 12 年度 (限度額) 2,333 万 5,000 円	上下水道局 水道総務課
議案第 36 号 令和 7 年度つくば市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) 地方公営企業法 第 8 条第 1 項及び 地方自治法 第 96 条第 1 項第 2 号	収益的支出を 1,365 万円増額し、総額を 100 億 5,849 万 5,000 円とする。 【補正の内容】 収益的支出 1,365 万円 つくばサステナスクエアで発電した電力の自己託送に要する一般会計への負担金を新規計上するもの	上下水道局 下水道総務課

議案第 37 号 つくば市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に伴う国からの通知に基づき、住登外者宛名番号管理機能を独自利用事務として定めるとともに、利用者の利便性の向上を図ることを目的に、新たに独自利用事務を追加するため、条例の一部を改正するもの [主な内容] ・住登外者を一意に特定するための宛名番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための住登外者宛名番号管理機能を独自利用事務として定める。 ・独自利用事務として以下の 3 つの事務を追加する。 産後ケア事業 小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務 就学援助に関する事務	政策イノベーション部 デジタル政策課
議案第 38 号 つくば市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	市長の附属機関として、2 件の委員会を新たに設置するため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・つくば市産業用地整備支援事業審査会及びつくば市道の駅整備検討委員会を設置する。	総務部 総務課

議案第 39 号 つくば市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、部分休業制度の見直しを行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・部分休業制度について、現行の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内の形態に加え、1 年につき 10 日相当の勤務時間の範囲内の形態を設け、いずれかの形態を選択可能とする。	総務部 人事課
議案第 40 号 つくば市職員旅費条例の全部改正について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律等の施行を踏まえ、旅費制度の見直しを行うため、条例の全部を改正するもの [主な改正の内容] ・旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化する。 ・旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払を可能とする。	総務部 人事課

議案第 41 号 つくば市立保育所条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	上横場保育所、小田保育所、高見原保育所及び城山保育所の閉所に伴い、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・上横場保育所、小田保育所、高見原保育所及び城山保育所についての記載を削除する。	こども部 幼児保育課
議案第 42 号 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	栗原小学校に放課後児童室を新設するため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・つくば市立栗原小学校放課後児童室の名称及び位置を追加する。	こども部 こども育成課
議案第 43 号 つくば市保健センター条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	荃崎保健センタ - を荃崎交流センター別館として改修することに伴い、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・荃崎保健センターについての記載を削除する。	保健部 健康増進課
議案第 44 号 つくば市地域交流センター条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	荃崎保健センタ - を荃崎交流センター別館として改修するとともに、他の交流センターの使用について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・荃崎交流センター別館の名称、位置、開館時間、有料施設区分、使用料等を規定する。 ・荃崎交流センターの陶芸窯について、使用できない状態であるため、有料施設としての規定を削除する。 ・島名交流センター及び小野川交流センターに設置されるコピー機の使用料等を規定する。	市民部 地域支援課

議案第 45 号 つくば市産業振興センター条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	つくば市産業振興センター事業支援室の利用期間の上限を見直すため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・事業支援室の利用期間の上限を 3 年から 5 年に引き上げる。	政策イノベーション部 スタートアップ推進室
議案第 46 号 つくば市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	つくばさくら大橋南自転車駐車場を、一時駐車専用から定期駐車専用に転用するため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・一時駐車専用の自転車駐車場として規定している条文から、つくばさくら大橋南自転車駐車場を削除し、定期駐車専用の自転車駐車場とする。	建設部 公園・施設課
議案第 47 号 つくば市の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・引用する法律名の変更及び条項ずれを改める。	都市計画部 建築指導課

議案第 48 号 つくば市市民研修センター条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	つくば市市民研修センターの施設利用について、現行の運用の見直しを行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・施設使用等の許可を行う者を、教育委員会から指定管理者に改める。 ・利用料金の免除について、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を追加する。 ・浴室利用料金について、市内・市外に居住する者の区分に、60 歳以上の者、心身障害者又は 18 歳未満の者の区分を設ける。	教育局 生涯学習推進課
議案第 49 号 つくば市水道給水条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	災害その他非常の場合における給水装置工事の施工について、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・災害その他非常の場合において、他市町村の水道事業者が指定した給水装置工事事業者が市内の給水装置工事を行うことができるように改める。	上下水道局 上下水道業務課
議案第 50 号 つくば市下水道条例の一部を改正する条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	災害その他非常の場合における排水設備等の工事の施工について、所要の改正を行うとともに、下水道使用料の改定を行うため、条例の一部を改正するもの [主な改正の内容] ・災害その他非常の場合において、他市町村の下水道事業者が指定した排水設備指定工事店が市内の排水設備等の工事を行うことができるように改める。 ・下水道使用料を改定する。	上下水道局 下水道総務課 上下水道業務課

議案第 51 号 つくば市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するもの [乳児等通園支援事業について] 保育所等に通っていない 10 歳 6 か月から満 3 歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所等を利用することができる制度 [主な内容] ・乳児等通園支援事業における一般原則を定める。 ・乳児等通園支援事業を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園事業に区分し、それぞれの設備の基準及び職員配置基準を定める。	こども部 幼児保育課
議案第 52 号 つくば市産業用地創出推進基金条例について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 1 号	産業用地の創出及び企業の立地を推進する事業の財源に充てる基金を設置するため、条例を制定するもの	経済部 立地推進課
議案第 53 号 市道路線の認定について 道路法第 8 条第 2 項	開発行為及び認定漏れに伴い、全 33 路線（上郷、真瀬、松代、高見原、みどりの、谷田部）の市道を認定するもの 路線延長 3601.3m	建設部 道路管理課
議案第 54 号 市道路線の変更について 道路法第 10 条第 3 項	橋梁撤去による河川区域内の路線の再編成、起終点地番の見直しによる再編成に伴い、全 2 路線（上菅間、国松、吾妻）の市道を変更するもの 路線延長（旧）547.4m （新）174.5m	建設部 道路管理課

議案第 55 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	経年劣化に伴い、更新が必要となったグランドピアノについて、無償譲渡条件付きのリース契約を締結するもの 1 相手方 神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目 1 番 2 号 株式会社ヤマハミュージックジャパン 代表取締役社長 松岡 祐治 2 金額 3,193 万 800 円	市民部 地域支援課
議案第 56 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	消防力の向上を図るために、化学消防ポンプ自動車を 1 台購入するもの 1 相手方 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号 三田ベルジュビル 19 階 株式会社モリタ東京支店 支店長 山北 忠司 2 金額 1 億 213 万 5,000 円 3 配備場所 つくば市中央消防署並木分署	消防本部 消防救助課
議案第 57 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	消防力の向上を図るために、消防指揮車を 2 台購入するもの 1 相手方 愛知県名古屋市中区金山二丁目 1 番 5 号 平和機械株式会社 代表取締役 小野 寛利 2 金額 2,625 万 2,600 円 3 配備場所 つくば市北消防署、つくば市南消防署	消防本部 消防救助課

議案第 58 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	救命率の向上を図るために、非常用高規格救急自動車を 1 台購入するもの 1 相手方 茨城県水戸市千波町 1949 番地 1 茨城日産自動車株式会社 代表取締役 加藤 敏彦 2 金額 2,310 万円 3 配備場所 つくば市中央消防署	消防本部 救急課
議案第 59 号 財産の取得について 地方自治法 第 96 条第 1 項第 8 号	消防団活動の向上を図るために、消防ポンプ自動車を 2 台購入するもの 1 相手方 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号 三田ベルジュビル 19 階 株式会社モリタ東京支店 支店長 山北 忠司 2 金額 4,180 万円 3 配備場所 つくば市消防団谷田部支団第 2 分団（台町地区） つくば市消防団筑波支団第 5 分団（臼井地区）	消防本部 地域消防課